

令和元年第5回弥彦村議会（9月）定例会

議事日程（第5号）

令和元年9月20日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第53号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）のうち、歳入及び歳出の第2款総務費、第3款民生費第2項児童福祉費、第10款教育費、第12款公債費、第14款予備費、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正
- 日程第 2 請願第 2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願
（以上2案件 総務文教常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第52号 弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第53号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）のうち、歳出の第3款民生費第1項社会福祉費、第4款衛生費、第6款農林水産費、第7款商工費、第8款土木費
- 日程第 5 議案第54号 令和元年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第55号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第57号 令和元年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 請願第 1号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願書
（以上6案件 厚生産業常任委員長報告）
- 日程第 9 議案第56号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第2号）
（以上1案件 競輪特別委員長報告）
- 日程第10 議案第59号 監査委員の選任について
- 日程第11 議案第60号 弥彦小学校大規模改造（Ⅱ期）工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第61号 弥彦競輪場セダーハウス改修工事請負契約の締結について
- 日程第13 発委第 1号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書
- 日程第14 発委第 2号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書
- 日程第15 選挙第 5号 弥彦村選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第16 議員派遣の件について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

日程第18 総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

日程第19 厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊	富之	さん	2番	古川	七郎	さん
3番	那須	裕美子	さん	4番	丸山	浩	さん
5番	板倉	恵一	さん	6番	柏木	文男	さん
7番	小熊	正	さん	8番	武石	雅之	さん
9番	本多	隆峰	さん	10番	安達	丈夫	さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林	豊彦	さん	教育長	林	順一	さん
政策 統括官	山岸	喜一	さん	総務課長	志田	馨	さん
税務課長	小森	順一	さん	住民課長	伊藤	和恵	さん
福祉保健 課長	小林	健仁	さん	農業振興 課長	丸山	栄一	さん
観光商工 課長	高橋	信弘	さん	建設企業 課長	小林	栄一	さん
教育課長	富田	憲	さん	会管 理者	石塚	豊	さん
公営競技 事務所長	斎藤	雄希	さん				

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	笹岡	正夫		書記	春日	史子	
------------	----	----	--	----	----	----	--

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

全員お揃いですので、ただいまから、令和元年第5回弥彦村議会9月定例会を再開いたします。
現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、議案第53号 令和元年度一般会計補正予算（第3号）から日程第2、請願第2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願までの補正予算1案件、請願1案件を一括して議題といたします。

以上の2案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一さん） おはようございます。

それでは、令和元年第5回9月定例会総務文教常任委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月12日午前10時から委員会室において開催いたしました。

主なものについて、ご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、教育長、政策統括官、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、補正予算1案件、請願1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明及び趣旨説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、一般会計補正予算1案件についての審査では、教職員住宅修繕費の内容と同住宅がかなり老朽化しているようであるが、建てかえる予定はあるのかとの質疑に、雨漏り、建具や風呂場の折り戸の交換、天井周りの修繕などのほか、ネズミ駆除に係る費用を計上した。老朽化はし

ているが、建て直すには相当の費用がかかることから、当面は修繕しながら対応していきたい。
なお、教員住宅は2棟あるが、どちらも講師の先生が入居しているとの答弁でありました。

中学校費の教育用サーバー移行作業委託料の内容はとの質疑に、現在、中学校で使用している主なパソコンはウインドウズ7搭載のデスクトップ型パソコンであるが、来年の1月にサポートが終了することになるため、既に導入済みのタブレット型のパソコン用に変更するため、システムの移行作業を行うもので、タブレット型パソコンはウインドウズ10であるとの答弁でありました。

公民館費に国民文化祭実行委員負担金とあるが、実行委員の人数とその内容はとの質疑に、県から、国民文化祭の事業が少ないため、追加事業の協力依頼があり、お神楽鑑賞会を彌彦神社の舞殿を借りて実施するものである。今のところ、参加予定団体は、彌彦神社燈籠押し・舞楽保存会、矢作里神楽保存会、三条市塚目の白山神社伶人会、燕市の御神楽神伶会の4団体となっている。出演者の人数は約50名とスタッフ、会場整理などを含め、総勢60名くらいとなる見込みである。開催日時は10月12日の土曜日で、午前は11時から12時まで、午後の部が1時から2時までとなっている。PRは8月の広報やひこに掲載済みであるが、ホームページや、自前ポスターの掲示などで周知していきたいとの答弁でありました。

庁用備品購入費の説明では、職員に対する誹謗中傷があるため録音機能つき電話を導入したいとのことであるが、電話の内容とそのシステムはどのようなものかとの質疑に、税務課の滞納整理の部署にそのような電話があつて、職員及び家族の身の危険を感じる内容であったことから、システムを導入するもの。録音については、ボタンを押すだけでよいとの答弁でありました。

財産管理費の、冷温水発生機更新工事3,575万円の説明では、冷暖房設備の入れかえという説明であったが、従来のものと同じ一括集中方式を考えているのか、それとも部屋ごとの個別分離方式になるのかとの質疑に、工事の内容は従来と同じ一括集中方式となる。工事については、冷温水発生機本体と冷却塔の更新を予定しており、12月上旬までに使用できるようにしたい。なお、配管等の設備については、更新に高額な費用がかかるため、部分補修を行いながら使用を継続する。今回は、必要最低限の入れかえを行いたいとの答弁でありました。

保育園費の例規整備支援業務委託料の内容はとの質疑に、これは10月からの保育料無償化に係る弥彦村の条例等の改正が多岐にわたるため、どのように改正すればよいのかをアドバイスを受けながらチェックするものであり、これに係る経費の全額が国の補助となることから実施するものであるとの答弁でありました。

公債費の元金償還金384万8,000円増と、利子償還金149万3,000円減については、起債の償還方式を元利均等償還から元金均等償還に切りかえたことによるものかとの質疑に、元利均等償還は、元金と利息を均等に償還するもので返済当初は元金が減らずに、利息のみの返済となる方式で、利息の支払い額は多くなるのに対し、元金均等償還は元金を均等に償還するため、元金の未償還残高に対応した利息支払い額となり、利息も多くなるが、元金残高が早く減るため、トータルの利息支払い額は抑えることができる方式である。弥彦村の将来負担額を考えると、元金均等償還

のほうが有利であるため、切りかえを行った。補正額については、予算編成の段階でその年度に借り入れる額を概算で計上したが、その後、県と起債の償還年数などの条件について協議を行った。今回、元利償還金の補正は、当初予算では20年償還で申請していたものを、県と協議の結果、半分の10年に短縮になったことから、元金の返済額は当然ふえることとなるため、補正をお願いしたとの答弁でありました。

そのほか、質疑、討論ともなく村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、採択することに決定し、最終日に意見書を発案することといたしました。

次に、付託案件外についてであります。

今年度も、暑い日が続いておりました。小学校にエアコンが設置されましたが、9月に入っても暑い日があり、子供たちは快適な環境で勉強ができているのかとの質問に、小学校では無事、特別教室及び普通教室でエアコンの設置が完了している。夏休み終了後も暑い日があれば、基準に沿ってエアコンを稼働させているとの答弁でありました。

従来の学校の暖房は、ボイラーによって一括で行っていたと思う。今度、各教室に設置されたエアコンには暖房機能もあるが、使用する教室のみを稼働させることで、コストの軽減が可能である。従来の暖房経費と比較して、どちらが経済的かの試算を実施しているのかとの質問に、今後の暖房については、ボイラーは使用せず、電気式エアコンを稼働させる予定である。電気料金の試算は行っていないが、今年の冬の実績とボイラー経費とを比較し、検討していきたいとの答弁でありました。

保育料の無償化に伴う、国の支援と村の負担額はどのくらいかとの質問に、令和元年度は、消費税の引き上げに伴う地方消費税分がわずかであるため、地方負担分については、国が臨時交付金として全額を措置することになる。また、来年度以降は年間およそ3,000万円が新たに地方負担となるが、国は全額を地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額に、地方消費税の増収分を基準財政収入額にそれぞれ算入して、その差額分を交付税で措置するとの答弁でありました。

以上が付託案件外の主な審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に、議長に対して継続調査の申し入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は、10時46分でした。

報告は以上であります。

令和元年9月20日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありました。他の委員から説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております。2案件に対する委員長の報告は、いずれも可決並びに採択であります。

お諮りいたします。これより2案件を補正予算、請願に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。最初に補正予算1案件について、ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算1案件につきましては、委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、補正予算1案件は可決することに決定いたしました。

次に、請願1案件について、ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております請願1案件につきましては、委員長報告は採択であります。請願1案件について、採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、請願1案件は採択することに決定いたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、議案第52号 弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、請願第1号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願書までの条例1案件、補正予算4案件、請願1案件を一括して議題といたします。

以上6案件については、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男さん） 令和元年度第5回9月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月12日午後1時30分から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご、報告いたします。

出席委員は5名であります。

説明のため出席した者、村長、政策統括官、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のために出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、条例1案件、補正予算4案件、請願1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された6案件につきましては、全員協議会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、条例1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、補正予算4案件についての審査では、道路補修工事費2,000万円について、詳しい内容は。また、峰見・大戸線から山崎・川崎線に向かう道路幅の狭い部分を広げる工事の予定はどの質疑に、工事費の内容は、美山・大戸線の四谷の信号から踏切までの片側の舗装工事と、峰見・大戸線、広域農道高架橋下から峰見に向かって約100mの舗装である。また、道路の拡張については今後、検討していきたいとの答弁でした。

高齢者総合生活支援センターの維持修繕費の内容はどの質疑に、給湯施設及び空調機の修繕とエレベーターのバッテリーが交換時期となったため、交換・修繕するものであるとの答弁でした。

村営住宅の修繕費について詳しい内容は。また、彌彦神社脇の村営住宅が古くなり、ひどい状況と聞かすが、その現状はどの質疑に、修繕の主なもので、まず、村営住宅二松第2団地で、退去に伴う全面改修、次に、矢作第2団地で、一部床の張りかえ、続いて、矢作第1団地で、雨漏りの修繕、他に、樹木の剪定などである。弥彦の大石原団地は、現在、2戸の空きがあるが、築41年が経過しており、あと4年で45年の耐用年数となるため、今後、建てかえ、または取り壊しについて検討していく必要があるとの答弁でした。

他に質疑、討論はなく、条例1案件、補正予算4件につきましては、村長提案のとおり可決す

ることに決定いたしました。

次に、請願1案件についての審査では、質疑、討論もなく採択することに決定し、最終日に意見書を発委することといたしました。

次に、付託案件外について、通称藤見線で、ひかり保育園から山崎・川崎線の南側の道路が舗装された場合、十字路の交差点ではどちらが優先道路になるのかとの質問に、道路幅員の広いほうが優先になるので、開通後は一時停止が現在とは逆になるため、事故等が考えられる。舗装終了後は、案内看板等を立てて、注意喚起に努めたいとの答弁でした。

黒滝堰堤の補強、改修工事について、工事期間中の消雪用の水源は、一時的に既存の池から引くのか、それとも消雪用の貯水池として整備していくのか、村の方針はどの質問に、県営事業であり、三条地域振興局との話し合いでは、工事用道路入り口付近に池が2つあるので。工事期間中はそこを借地などして消雪パイプ用の水源とすることになっている。今後については、県と協議しながら決めていきたいとの答弁でした。

弥彦公園について、どのような構想で公園をつくっていくのか、また、彌彦神社との契約はどのようになっているのかとの質問に、現行は、現状を維持していくことになるが、今後どのようにしていくかについては、彌彦神社との話し合いの中で決めなければならない。彌彦神社には、契約書の案を文書で示してあるが、その文書の修正を含めて協議中である。これについては、秋口に話し合いをする方向で準備を進めている。管理は観光商工課で行っているが、彌彦神社との契約が締結されなければ、要望も通らないとの答弁でした。

弥彦公園の構想については、造園業の方にも話をしながらつくってはどうかという提案がありました。

災害により停電した場合に、自家発電機があると思うが、弥彦村では、水は何日ぐらいいつか。また、燕市と統合後についてはどの質問に、現状では、停電しても高低差で水を送っているので半日は水が出る。浄水場においても自家発電機を設置しているので、水を送れなくなるということはない。統合浄水場でも自家発電機を設置し、吉田と弥彦の送水場にも、それぞれ自家発電機を整備するので、停電により水を送れなくなることはないとの答弁でした。

千葉県では災害により水道が使用できなくなり、市民が翌日から給水車の列に並んでいる様子が報道された。すぐに自治体に頼るのではなく、3日間は自分たちで生活できるよう個人で備えておく必要があると思われるが、弥彦村が災害に備えてもらうための働きかけはどうなるかとの質問に、9月に自衛隊OBの増田防災管理官が着任されたこともあり、今後は地域での防災訓練等の機会に、防災意識の向上が図られるような対策をとっていきたいと考えているとの答弁でした。

黒滝要害線の林道について、黒滝城址から先が通行止めになっており、前回、その補修について質問をしたが、現在も同じ状態である。今後、管理についてどうするのか、また、燕市と協議して、全線開通する考えはあるのかとの質問に、現場は土砂崩落や倒木もあり、車が通行できない状態なので、通行止めをしている。補修については、予算の関係もあるので、いましばらく様

子を見たい。現場を再確認し、草刈り等ができればしたいとの考えでいる。また、この件について、燕市と話し合ったことはないが、機会を捉えて担当者に確認したいとの答弁でした。

以上が付託案件外の審査内容でした。

続いて11日、本会議の総括質疑において、本多議員、古川議員から質問のあった、先回のプレミアム付き商品券の概要について、観光商工課長より答弁がありました。

先回の問題点として、世帯の購入限度が設定されていなかったため、発売日に村外の親戚、友達にも並んでもらったり、事業主が従業員に並ばせたりするなどして多く購入した人がいたことや、その他に、対面販売であったが購入した人を把握できず、同じ人が並んで購入したりしたことがあった。そのため、予想を上回る勢いで初日にほぼ完売してしまい、2日目に購入予定であった人が購入できずに苦情が来たという話を聞いているとの答弁に対し、今回は対象が低所得者と3歳以下の子供のいる家庭なので、そういう意味では弥彦村主体のほうがプライバシー保護の観点からよいと思われるが、低所得者にとっては、商品券を多く購入することは難しく、完売できるのか、また、これを悪用して購入する人もいないのかとの質問に、完売は目的ではないので、必要な人に行き渡ればよいと考えているとの答弁でした。中小企業の事業所でも使用できるのかとの質問に、使用できる事業所は、村内の事業所に限られ、個人でも、村内に出店しているスーパーなどでも可能。事業所の募集については、観光商工課が窓口になっており、現在、30数件の登録があるとの答弁でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、本日の本会議に、議長に対して継続審査の申し入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は、午後2時31分でした。

以上、報告であります。

令和元年9月20日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） 今ほど、委員長から審査結果について報告がありました。他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております6案件に対する委員長の報告は、いずれも可決及び採択であります。

お諮りいたします。これより6案件を、条例、一般会計補正予算、特別会計及び企業会計補正予算、請願に区分して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に議案第52号の条例1案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております条例1案件に対する委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第52号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第53号、令和元年度一般会計補正予算1案件について、ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております一般会計補正予算に対する委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに、賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第53号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号、55号、57号の特別会計及び企業会計補正予算3案件について、ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております特別会計及び企業会計補正予算3案件に対する委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第54号、55号、57号は可決することに決定いたしました。

次に、請願1案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております請願1案件に対する委員長報告は採択であります。

請願1件について、採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第9、議案第56号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

武石競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（武石雅之さん） 令和元年第5回9月定例会競輪特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月11日午前10時30分30分から委員会室において開催いたしました。

出席委員は10名、説明のため出席した者、村長、政策統括官、総務課長、公営競技事務所長、公営競技事務所副所長。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

委員会に付託された議案は、令和元年度補正予算（第2号）の1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

競輪車券の払い戻しはどのくらいの割合で行っているのかという質疑に、払戻金の額は売り上げに対して75%と自転車競技法で決まっており、弥彦競輪場は直線が長いいためか、全国平均より払戻金が高目の傾向があるので競輪場では、他の競輪場と比較すると的中割合は低いと思われる。実数はわからないが、2から3割ぐらいであろうかとの答弁でした。

当たった車券の払い戻し有効期限はどのくらいなのかという質疑に、有効期限は60日間である。それを超えると時効金となり、時効金収入として村の収入になるとの答弁でした。ほかに質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、付託案件外の審査に入り、担当所長から平成30年度収益状況、令和元年度売り上げ状況、ミッドナイト競輪の売り上げ状況、令和元年度下半期開催日程、一般会計繰出金及び基金積立状況及び弥彦競輪場セダーハウス改修工事についての説明があり、その後、質疑に入りました。セダーハウスの改修の工事期間は資料にもあったが、もう少し詳しい説明をという質問に、当初、こちらの希望では4カ月としていたが、設計業者と相談したところ4カ月では難しく、5カ月程度はかかると言われたが、オープンを早めたいので、工期はなるべく短くしたいとの答弁でした。

寛仁親王牌の誘致の件で、各関係団体・施行者を訪問したとのことだが、手応えはあったのかという質問に、競輪中央3団体においては、弥彦村が誘致に熱心だということは感じてもらっている。今回の誘致活動は、弥彦競輪場開設70周年と観覧席新築工事等に10億円近くをかけているので、村としては最善を尽くしていると思うとの答弁でした。

訪問相手には弥彦村の熱意は伝わっていると思うので、今後も取り組みを続けていきたいという意見がありました。

セダーハウス改修工事は、喫煙室の環境改善を考慮しているのかという質問に、今の喫煙室は、空気清浄機がうまく機能していない状況である。この点だけでなく、セダーハウスからの通路なども改善予定であるとの答弁でした。

自転車の聖地にしたいとのことであるが、県内唯一の吉田高校自転車部のために、遠征などに使用できる大きな車を何とか用意できないかという質問に、村長就任時にも、支援の話があり、保有よりも必要なときにレンタカーを使用し、費用は弥彦村へ請求してもらおうということであった。その後、競輪場で所有しているワゴン車を貸し出す方法としていたが、不都合な点などがあるようなので、今後、話し合っていきたいとの答弁でした。

以前よりも自転車人口が増加傾向なので、観光協会などと協力して、電動アシストつき自転車を使ったレンタサイクルなどを検討してみたいという意見に、レンタサイクルは以前も行っていたが、うまくいかなかった経緯があるので、今後の検討課題としていきたいとの答弁でした。

セダーハウス改修工事に伴い、ファミリー層の来場を見込むのであれば、キッズ用トイレや子供と一緒に入れるトイレなどが必要と思うが、設置されるのかという質問に、面積に限りがあるのでキッズ用トイレは無理だが、男女両方のトイレに、子供を乗せるベッドや、椅子の設置や面積の広い多目的トイレの利用を促したりすることを考えていきたいとの答弁でした。

一般会計繰出基金ほか、基金の取り崩した後の積み立て額の見込みの数字が大きいため、憂慮

している。今後も経費削減を続けてこの見込みのようになることを希望するという意見に、今後は弥彦競輪場の民間委託という可能性も視野に入れていかなければと思っているとの答弁でした。

以上が付託案件外の審査結果でした。

本委員会の閉会時刻は午前11時24分でした。

報告は以上であります。

令和元年9月20日、弥彦競輪特別委員会委員長、武石雅之。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） 今ほど、委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算1案件に対する委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第56号は可決することに決定いたしました。

◎議案第59号～議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第10、議案第59号 監査委員の選任についてから、日程第12、議案第61号 弥彦競輪場セダーハウス改修工事請負契約の締結についてまでの人事1案件、その他2案件の追加提案を議題といたします。

これより、提案者から提案説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） それでは提案理由をご説明いたします。

議案第59号 監査委員の選任につきましては、小田監査委員が9月末日をもって辞任されることから、後任の監査委員として高橋周衛氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。高橋周衛氏は新潟市西蒲区に税理士事務所を開設しておられまして、税理士、行政書士、CFP、農業経営アドバイザーの資格をお持ちでいらっしゃいます。

議案第60号 弥彦小学校大規模改造（Ⅱ期）工事請負契約の締結につきましては、去る9月10日に制限付き一般競争入札を行い、落札いたしました株式会社水倉組と契約を締結するものであります。契約金額は1億3,695万円であります。

議案第61号 弥彦競輪場セダーハウス改修工事請負契約の締結につきましては、去る9月10日に指名競争入札を行い、落札いたしました丸運建設株式会社燕営業所と契約を締結するものであります。契約金額は1億7,948万7,000円であります。

以上、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま村長から提案されました3案件につきましては、委員会付託を省略し、案件ごとに、本日採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、追加提案の3案件は、委員会付託を省略し、案件ごとに、本日採決することに決定いたしました。

初めに、日程第10、議案第59号 監査委員の選任について、ご質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第59号は同意することに決定をいたしました。

次に日程第11、議案第60号 弥彦小学校大規模改造（Ⅱ期）工事請負契約について、ご質疑があれば、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号の弥彦小学校大規模改造工事請負契約の締結について、村長提案のとおり可決することに、賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第60号は可決いたしました。

次に、日程第12、議案第61号 弥彦競輪場セダーハウス改修工事契約の締結について、ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） 先般も競輪場の工事では、水倉組が落札したと思うんです。村長のお話の中で、できるだけ下請の方とか、そういう方はできるだけ村内の業者をお願いするというお言葉を聞いたと思うんですけれども、これもやっぱり1億7,900万円で非常に大きな金額ですので、下請があるならば、できるだけ村内の業者をお願いしたいと、このように私は思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（志田 馨さん） 今ほどの件ですけれども、既に業者、丸運建設様のほうからは工事の施工計画が提出されておまして、その中で、下請業者、村内の業者ができる可能なものについては、村内の業者から施工していただくような計画となっております。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号の競輪場セダーハウス改修工事請負契約の締結について、村長提案のとおり可決することに、賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第61号は可決いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第13、発委第1号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者厚生産業常任委員長、柏木文男さんから提案されております。

これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

6番、柏木文男さん。

○6番（柏木文男さん） 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書。

県央地域は、救急車の受け入れ病院探しに、県内で最長時間を要します。救急車の中で亡くなり……。

ちょっと待ってください。

○議長（安達丈夫さん） では、プリントミスがありましたので暫時休憩ということで。

再開は11時10分といたしますので、よろしく願いいたします。

（午前11時00分）

○議長（安達丈夫さん） 大変失礼いたしました。再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（安達丈夫さん） それでは、柏木委員長、お願いします。

○6番（柏木文男さん） 大変失礼いたしました。最初からやり直しますので、よろしく願いします。

県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書。

県央地域は、救急車の受け入れ病院探しに県内で最長時間を要します。

救急車の中で亡くなり、その怒りをぶつける場所のない遺族の嘆きが、県央5首長と議会をはじめとする県央の声となって県に届けられました。10年の歳月を経て県央基幹病院の建設着工が目前となり、地域の大きな期待となっています。

県が基幹病院の見直しで規模の縮小や県立吉田病院と県立加茂病院の廃止や縮小を行うことになれば、救える命も救えなくなります。県央地域住民の命が軽んじられることにならないでしょうか。

県央基幹病院は医師の研修と教育の機能を備えた医師確保の重要な病院として、また、医工連携を位置付けた病院として計画されました。見直しや縮小では、ますます県央地域に医師は集まってきません。

基幹病院は、県央地域と医療関係者の度重なる協議で合意に至った努力を尊重して計画どおりの開院を求めるものです。

同時に吉田病院が「赤字」だからと廃止や縮小などの見直しを行うのではなく第2次医療病院として風邪から小児医療まで、誰もが安心して受診できる県立病院として公的医療を実施し続けることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日。

新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

新潟県知事、花角英世様。

新潟県病院局長、岡俊幸様。

以上であります。

よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） それでは、発委第1号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。ただいま議題となっております発委第1号について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、発委第1号は、提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に日程第14、発委第2号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者総務文教常任委員長、板倉恵一さんから提案されております。

これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

5番、板倉恵一さん。

○5番（板倉恵一さん） それでは、学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしております。

2010（平成22）年度より私立高等高校生への就学支援制度が実施され、その後、2014（平成26）年度の見直しにより、年収590万円未満世帯への支援金増額により授業料負担は一定に軽減されました。更に、2020（令和2年）度には2回目の制度見直しが予定され、年収590万円未満世帯の授業料無償化が見込まれています。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設整備

費の保護者負担は残され、国と県の学費支援を受けても年額約17万円から約46万円の負担が重くのしかかります。5,650円の入学金負担だけで済む公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。県内私立高校生アンケート（2019年実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子供たちの心にも重くのしかかっていることがわかります。子供たちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間是正が強く望まれます。

また、新潟県では、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めていますが、私立高校ではその割合が約6割にとどまっているのが現状です。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることが、その一因と考えられます。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」に基づく独自の教育が行われています。そうした学校独自の伝統を継承していくためにも専任教員、職員の増員は不可欠であります。経常経費に対する助成の一層の増額が求められます。

政府並びに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記。

- 1、私立高校生への就学支援金制度を施設整備費も対象にすること。
- 2、私立高校生入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3、私立高校への経常経費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日。

新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

文部科学大臣、萩生田光一様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、高市早苗様。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、山東昭子様。

なお、新潟県にも、提出をいたします。内容が同じですので省略させていただきます。提出の理由としても、同じであります。

提出先は、新潟県知事、花角英世様として、これから出したいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、趣旨説明を終わります。

発委第2号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

ただいま議題となっております発委第2号について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、発委第2号は可決することに決定いたしました。

◎選挙第5号の選挙

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第15、選挙第5号 弥彦村選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

委員及び同補充員は来る10月9日をもって、4年間の任期が満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙管理委員及び同補充員の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法を用いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選による方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、これより指名いたします。

弥彦村選挙管理委員として、弥彦村大字麓5905番地、堀内岳郎さん、弥彦村大字矢作2009番地安達公一さん、弥彦村大字麓7117番地、本多孝志さん、弥彦村大字弥彦2526番地、本間清さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を、弥彦村選挙管理委員

の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方が弥彦村選挙管理委員の当選人に決定いたしました。

なお、当選人に対しましては、会議規則第33条第2項の規定により、議長名をもって後日通知することにいたします。

次に、お諮りいたします。補充員についても同じ方法で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、これより指名いたします。

弥彦村選挙管理委員補充員として、最初に、弥彦村大字川崎232番地6、狩野義和さん、弥彦村峰見323番地、登坂俊行さん、弥彦村大字えび穴197番地、平澤明子さん、弥彦村大字上泉1524番地、藤原あい子さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を弥彦村選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が弥彦村選挙管理委員補充員の当選人に決定いたしました。

なお、当選人に対しては、会議規則第33条第2項の規定により、議長名をもって後日通知することにいたします。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。補充員の順位については、ただいま議長において指名した順番といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位は、ただいま指名した順番に決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前11時25分)

○議長（安達丈夫さん） 再開いたします。

(午前11時28分)

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがってお手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫さん） 続いて、日程第17、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第19、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまで、以上3案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、議会運営委員長並びに各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、9月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 議長に対して、閉会の私の挨拶の後、この議場をかりまして、ご報告したい案件が2件ございますので、発言の許可を求めます。

○議長（安達丈夫さん） はい、わかりました。

○村長（小林豊彦さん） 令和元年第5回弥彦村議会9月定例会におきまして、執行部のほうでお願いいたしました一般会計補正予算初め、案件について慎重なご審議をいただきまして、全員のご了承、賛同をいただきまして、承認いただきまして本当ありがとうございます。

執行部として、今回のご承認を受けて、遅滞なきよう行政事務を遂行してまいりたいと思いま

すので、よろしく願い申し上げます。

それから、報告案件としまして2件ございまして、1件は既に議会にも報告してありますけれども、山形県飯豊町との災害における相互応援協定について正式な署名の協定式の日取りが決まりましたので、後ほど政策統括官のほうから報告させていただきます。

もう1件、10月1日付けで、弥彦村競輪事務所に、この4月に希望退職で退任された高島大介氏を事務所の常勤職員として採用いたしたいというふうに思っております。理由は、これも議会では既に申し上げたと思っておりますけれども、日本の競輪業界、新しい動きがある。これから出てくることは間違いございませんので、人脈、それから知識等豊富な高島氏に、そういった方面を中心に助けていただきたいということで、採用いたしたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） それでは、補足説明があるということでございますので、政策統括官。

○政策統括官（山岸喜一さん） 大変申し訳ありませんが、貴重なお時間をおかりいたしまして、私のほうから先ほど村長が申しあげました山形県の飯豊町との災害時における相互応援協定につきまして、簡単に説明させていただきたいと思っております。

お手元に既に配付をしておきましたんですけれども、山形県飯豊町の簡単な紹介の文書でございます。A3の両面印刷になっておりますが、これに基づきまして、ちょっと説明させていただきたいと思っております。

実は一昨日ですけれども、私と新任の増田防災管理官と2人で山形県の飯豊町のほうへ訪問いたしました。飯豊町の後藤町長さん、それから副町長さん、総務課長初め担当の職員の皆様と打ち合わせをさせていただきまして、昨年から両町村で、町長さんが弥彦へ来られ、また、うちの村長と議長が飯豊町さんのほうへ出向いた形で話を続けてきました結果として、本年の11月22日の金曜日になりますけれども、災害時における相互応援に関する協定の締結ということで、締結式を行うというようなことで協議をまいりました。

それで飯豊町の関係につきまして、簡単に説明させていただきたいと思っておりますけれども、そこにパンフレットにあるとおりでございますが、新潟からは約2時間半というふうなことで書いてありますが、本村からは距離にして約150kmあります。高速で2時間半、下道ですと3時間くらいで行けるところでございます。町の位置といたしましては、山形県の日本地図でいいますと下のほう、福島に近いほうです。新潟県側からは関川村から国道113号線で小国町に入りますけれども、その隣が飯豊町ということでございます。町の面積は329km²、弥彦村の10倍以上の面積でございます。裏面のほうですが、飯豊町さんの人口につきましては、7,380人というのが平成29年の数字でございます。世帯数、人口も弥彦村よりはちょっと下回る人口ということでございますが、ほぼ同じような数でございます。それでその右側に、飯豊町さんが所有する施設が書いてございますが、その下のほうになります。下段のほうで、公民館、交流センター、それから一番下に手書きで書いてございますが、これが県営の施設でございます。山形県飯豊少年自然の家ということで、この辺が受け入れの施設の候補地ということで説明を受けてまいりましたし、実

際に現地も視察をしてまいりました。ここの施設で約1,000人の収容が可能というような説明を受けてまいりました。それと、ここには書いてございませんが、そのほかに小学校は3校、それから中学校が1校ございますので、そういった施設もここに書いている以外にあるというようなことでございます。

なお、飯豊町さんにおかれましては、実は千葉県の上房総市、それから福島県の喜多方市、それから埼玉県の大川市、この3市とも実は既に災害に関する協定を結んでおりまして、本村が4自治体目ということで、飯豊町さんのほうでは、そういったこととなります。

ちなみに、東日本の大震災のときには、南相馬市を中心にした避難民の方々というふうにお聞きしましたがけれども、福島県から300人以上の被災者の方々を半年から1年ぐらいの間で受け入れた実績もございます。

私からは以上でございます。

締結に際しましては、議員さんのほうからも、出向いていただくということも考えておりますので、そのときには、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

執行部のほう、質問等があったら、お答えいただけますでしょうか。

それでは、質疑等がありましたら。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

では、説明ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 最後に、議長から9月定例会終了時の挨拶をさせていただきます。

皆様のご協力によりまして、滞りなく9月定例会を終了することができました。心から感謝を申し上げます。

本定例会は決算認定8件、条例1件、補正予算5件、人事2件、契約の締結2件の計18件が村長提案のとおり可決いたしました。

そして、請願2件は常任委員会で意見書が発委され、採決の結果、可決されました。

また、選挙管理委員及び同補充員については、議長の指名推選の推選人の全員が当選されました。

以上、9月定例会で審議された案件全てが全会一致で可決されたことは、議長といたしましても大変喜ばしく感じているところでございます。

なお、一般質問では6名の方から、村の重点施策にかかわる質問や、今後の事業の発展に関する質問等がございました。今後の弥彦村発展につながるところでございます。

そして先ほど、災害時における飯豊町さんとの応援協定が進んでいるところでございます。

そして、今後の村行事といたしましては、保育園の運動会、ワールドカップ、村民芸能祭、そして防災訓練、菊まつりなどが今後、予定されております。

議員各位におかれましては、今後とも村民の生活安定と村の発展のためにご尽力くださいますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

このたびは大変お疲れさまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和元年第5回弥彦村議会9月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署 名 議 員 小 熊 正

署 名 議 員 武 石 雅 之